

第3章 市役所での手続き・マイナンバー制度

1 市役所での手続き

1-1 住所の届出

外国人で「在留カード」を持っている人（中長期在留者）は、市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に住所の届出が必要です。「住民票」を作ります。

三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



(1) 入国したとき

日本に入国し、長期間住み続ける場合は、住所が決まった日から14日以内に「転入届」を出します。

市役所には、「在留カード」か「パスポート」を持って行きます。

日本人ではない家族と一緒に暮らす人は、「婚姻証明書」や「出生証明書」などの家族関係がわかる書類も持って行きます。

※ 証明書が外国語だったら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も書きます。

「転入届」を出すと「在留カード」に新しい住所を書いてもらえます。

「住民票」が作られます。

名前、生年月日、性別、住所などが書かれます。



(2) 引っ越しをするとき

○ 別の市・区・町・村に引っ越す人

引っ越す前に、市役所に「転出届」を出します。

引っ越してから14日以内に、新しい住所の市役所に「転入届」を出します。

○ 同じ市内で引っ越す人

引っ越してから14日以内に、市役所に「転居届」を出します。

(3) 出国をするとき（日本の国から出るとき）

引っ越しをする前に、市役所に「転出届」を出します。

1-2 婚姻届

日本で結婚する人は、住んでいる所の市役所に「婚姻届」を出します。

外国人は、「婚姻要件具備証明書」を持って行きます。

※「婚姻要件具備証明書」： 本国の駐日大使館・領事館でもらえます。

もらうことが出来ないときは、自分が結婚できることがわかる書類を出します。外国語で書かれていたら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も書きます。翻訳者は自分でもかまいません。

日本の市役所に「婚姻届」を出しても、夫や妻の本国で、二人が結婚したと考えるかどうかはわかりません。駐日大使館や領事館に聞いてください。

1-3 死亡届

家族や一緒に住んでいる人が亡くなったら、そのことを知ってから7日以内に、市役所に「死亡届」を出します。「死亡届」は、亡くなった人が住んでいた所か、書類を出す人が住んでいる所の市役所に出します。

持っていく物は、「死亡診断書」または「死体検案書」などです。市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

亡くなった人の「在留カード」は、近くの出入国在留管理局に返してください。郵送でもかまいません。

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
大阪出入国在留管理局

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53

☎ 06-4703-2050

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
大阪出入国在留管理局

こうべしきょく
神戸支局

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29

☎ 078-391-6377

1-4 印鑑登録

市役所に印鑑（はんこ）を持って行って登録する手続きを「印鑑登録」と言います。市役所に「印鑑登録申請書」を出して「印鑑登録証」をもらいます。

登録した印鑑（はんこ）があなたの「実印」になります。

家を買ったり売ったりするような、とても大事な契約のとき、サインではなくて「実印」という印鑑（はんこ）を使うことがあります。

持っていく物は、「実印」にする印鑑（はんこ）、マイナンバーカードまたは「在留カード」などです。市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

※「印鑑登録証明書」：大事な契約で「実印」を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。

本当にその印鑑（はんこ）が「実印」かどうかチェックするためです。

「印鑑登録証明書」は市役所に「印鑑登録証」を持って行って、もらいます。「マイナンバーカード」を使って、コンビニエンスストアでもらうこともできます。

2 マイナンバー制度

2-1 マイナンバー（個人番号）

日本で生活する人には「マイナンバー（個人番号）」という番号があります。

日本で社会保障・税・災害対策のときに、あなたを特定する12ケタの番号です。

この番号は1人ずつ違います。日本の住所が決まって、市役所に「転入届」を出した人には「マイナンバーのお知らせ」が郵便で届きます。そこにあなたの「マイナンバー」が書いてあります。

○ マイナンバーは、次のようなときに必要です。

- ・銀行や証券会社などで、外国にお金を送るときや、外国からお金を送ってもらうとき、口座を作るとき
- ・市役所で、年金、子育ての手当や税金の書類を出すとき
- ・会社や店などで、働き始めるとき

このようなときに、マイナンバーを聞かれたら、「マイナンバーカード」を見せて自分のマイナンバーを知らせます。



2-2 「マイナンバーカード」

あなたのマイナンバーが書いてあるカードで、日本で便利に暮らしていくために必要なICチップ付きのカードです。申し込むともらうことができます。

初めて申し込むときは無料（0円）です。

みきしやくしょ しみんか
三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000
よかわししよ しみんせいかつか
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



○ マイナンバーカードは、次のようなときに使います。

- ・マイナンバーを知らせるとき
- ・コンビニエンスストアで「住民票の写し」「印鑑登録証明書」などをも
らうことができます。
- ・病院などで「健康保険証」として使えます。

○ マイナンバーカードのもらい方

市役所の市民課か吉川支所の市民生活課の窓口で「マイナンバーカード交付
申請書」を受け取るか、「マイナンバーカード総合サイト」からダウンロードし
た申請書を使って申し込みましょう。

なお、マイナンバーカードを申し込んでから市役所の窓口でもらうまでは、約
1か月かかります。

もらい方については、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

